

鳥取市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を次のように改正する。

令和2年6月26日

鳥取市長 深澤 義彦

鳥取市条例第32号

鳥取市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

鳥取市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成16年鳥取市条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

（感染症防疫等手当の特例）

- 3 職員が、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務であって規則で定めるものに従事したときは、感染症防疫等手当を支給する。この場合において、第4条の規定は、適用しない。
- 4 前項の手当の額は、従事した日1日につき4,000円を超えない範囲内において、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の鳥取市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和2年2月1日から適用する。